



広志会

http://koushikai-h.com 広志会 検索

県議会議員〈呉市〉

きど常太 つねひろ

呉市(7期) 昭和20年7月生 建設委員会 ● 地域活性化対策特別委員会
呉市倉橋町7379 TEL0823-56-1211 FAX0823-56-2430



広志会議員

◆砂原 克規 すなはらかつり
広島市西区(5期) 昭和28年9月生
総務委員会 ● 行政刷新・国際貢献対策特別委員会

◆井原 修 いはら おさむ
東広島市(2期) 昭和27年8月生
生活福祉保健委員会 ● 観光振興対策特別委員会

緊急報告!

**県議会6月定例会で
巨額の県の公金の損失処理が
なされました!**

今後、更なる損失拡大
のおそれか?

**なんと
約468億円!**

広島県議会6月定例会が開かれる

■ 去る6月21日から7月2日までの12日間の会期中、広島県議会平成25年6月定例会が開催されました。今回の定例会では、「平成25年度広島県一般会計補正予算」や「職員の給与に関する条例」など、計32の議案について審議が行われました。

分収造林事業で多額の債務処理がなされる

■ これらの議案の中には、これまで広島県が深く関わってきた**一般財団法人広島県農林振興センター**が行う「分収造林事業」によって発生した、将来に渡って返済が不可能と見込まれる**468億円に及ぶ巨額の債務処理**を行うというものがありません。具体的には、農林振興センターの**民事再生(破綻)**という形で債権処理を行い、分収造林事業については、県が引き継いで直接実施することとしたものです。

■ このため、県は、**県の貸付金等の339億円余りを債権放棄**するとともに、**日本政策金融公庫からの借入金約129億円**について、**低金利**

の第三セクター等改革推進債、いわゆる「三セク債」を活用して借り換え返済をして、将来の金利負担の圧縮を図るための議案を提出し、合計で**468億円に及ぶ債務の処理が原案どおり可決された**のです。

これまで何ら抜本的な事業見直しも行われなまま、赤字が累積

■ 分収造林事業は、借金等に依存せざるを得ないという構造的な問題を抱えています。土地所有者との契約による収益事業という側面と、森林の有する公益的機能の維持増進という公的な事業という側面が混同されてきたことから、これまで**県や農林振興センターでは、事業の抜本的見直しが行われていないまま、毎年、赤字の連続**で、**県等からの借入金等の残高が膨れ上が**ってききました。(裏面グラフ参照)

今回の債務処理の問題点

■ 今回の債務処理に当たり、県から提示された事業計画を見ると、**収支の黒字化は、到底認め得る**ことができないものとなっています。

分収造林事業とは?

● 分収林措置法に基づき、国策として全ての都道府県が実施しており、多くの県が事業の受け皿となる出資法人を設立して事業を実施しています。

● 本県では、昭和40年に、財団法人広島県造林公社が県100%出資で設立されて事業を開始。その後、一般財団法人広島県農林振興センターに業務が継承されて、本年度48年を経過します。

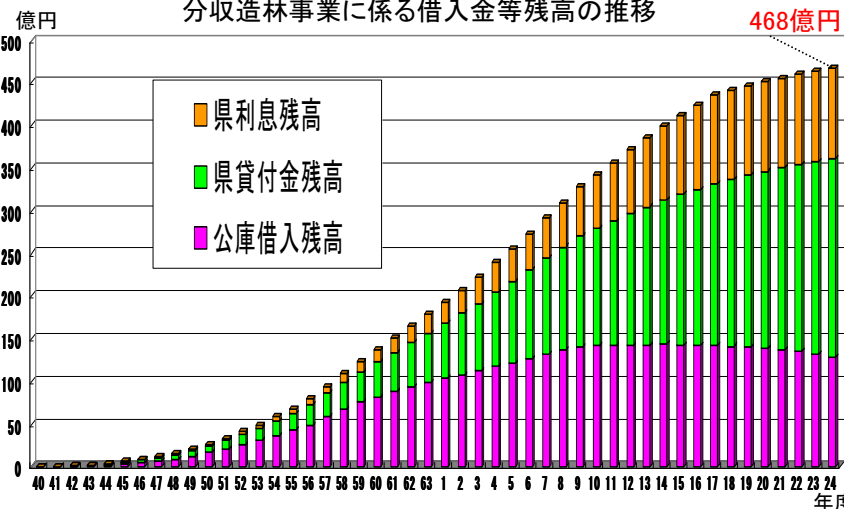
● この事業は、土地所有者に代わって農林振興センターが植林と育林を行い、将来、木を伐採して売却した収益を、同センターと土地所有者が7対3の割合で分収する契約を結ぶため、「分収造林事業」と言います。

● 事業目的は、木材資源の確保と森林の有する公益的機能の維持増進、そして、雇用の創出等の農村地域の活性化に資するものとされています。

● この事業の問題点は、植林と育林をし、木を伐採して売却益が得られるまで、少なくとも40年以上の歳月を要するにもかかわらず、その間の必要経費は全て、日本政策金融公庫や県からの借入金などで調達する仕組みになっています。

● このため、借金に頼らざるを得ないという構造上の課題があることから、現在に至るまで赤字の連続で、結果として、借入金残高が巨額に膨らんだものです。

分収造林事業に係る借入金等残高の推移



***従前のままの事業の推進体制**

■一つ目の問題点は、県は新たに設立した法人に事業の管理運営を委託することとしています。従前の組織と人員をそのまま新法人に移行している上、事業の仕組み等についても、従前と比べ何ら改善がなされていません。

■その上で、県は事業再生に向けた今後5年間の経営改善策として、生産性を向上させて、一人当たりの1日の生産量を4.5㎡から8.0㎡へと倍にすることですが、その実現のための具体策については何も

示されていません。さらに、製材業者との直接取引の導入等により収益性を向上させると説明していますが、その仕組み等は示されず、具体性がありません。

■そもそも、これらの取り組みは、これまでに当然やっておくべきことで、負債がここまで膨らんだのは、結果として何もせずにいた事業をする側に問題があったのです。

***借入金を返済できない収支計画**

■次に、二つ目の問題点としては、そのような甘い条件設定の下で試算して示された収支計画では、平成23年度から平成29年度の56年間で、木材売却収入が706億円、土地所有者へ渡す分収金も含めた伐出経費が553億円、今後の保育・管理に要する経費が32億円で、全体の利益は121億円上がるとしています。

■しかし、それらの経費の外に、約129億円の借入金の返済と、その利息の支払いに要する経費も必要となりますので、**全体の利益が三セク債で借りる約129億円には全く足りない**のです。このように、県が示した収支計画では、**そもそも借入金を返済することは到底できず**、事業再生にはなりません。

更なる県民の負担増につながる？

■分収造林事業の再生を図るためには、事業の抜本的な見直しと徹底した経営改善が必要です。そのためには、土地所有者の分収率の引き下げも避けられないと考えられますが、契約事項の変更という厳しい課題も

曖昧のまま先送りしているのです。■県が行った**今回の債務処理は、県民の税金を使って行われる**ものですが、現在の事業再生計画では、将来契約の相手方である土地所有者に迷惑をかけるとともに、**赤字と返済すべき借入金**が累積して再び**膨大な債務が発生し、その処理について県民にツケを回し、迷惑をかけること**が必至です。

広志会の対応と議案に反対

■これらから、我々広志会は事業の抜本的な見直しと徹底した経営改善を行うとともに、今後の収支計画を慎重に検討した上で、少なくとも最終的には黒字になる再生計画を策定するべきと、県に提案をしました。

■また、今回の分収造林事業に係る一連の債務処理には、これまで述べたような様々な課題があることから我々広志会は、関係する県提出議案には反対せざるを得ず、**県議会本会議での裁決の前に、井原議員が問題点を指摘して反対の意見等を述べました**。しかし、他会派から特段の反論もなく、賛成多数で可決されました。結局、**裁決で反対したのは、広志会3人と無所属会派つばさ1人の計4人だけ**でした。

国にも責任があるのでは？

■分収造林事業の問題は、全国でも同じ状況にあり、平成20年3月末時点では、**全国の債務残高の総額は約1兆400億円**にもなっています。■そもそも、借入金に依存せざるをえない事業という国の制度設計その

ものに問題があったのですから、**国からの何らかの支援を求めよう**、**全国知事会等で取り組むべき**です。

今後に向けて

■県は、今後、森林の公益的機能の維持と収益性の向上を両立を柱とする「**県営林長期経営方針**」を策定することとしています。我々の指摘した問題点も踏まえ、分収造林事業により県民の更なる負担増とならないように、慎重に検討を行う必要があります。

■加えて、今後、**広島クリスタルブラザの土地信託事業、土地造成事業会計、港湾特別整備事業費特別会計**等について、合計で**1000億円**余りの損失が明らかになることが想定されます。県は、**すみやかにその内容を明らかにして、県民の意見を問う必要があります**。

■広志会は、今後も県政のチェックをしっかりと行って参ります。



分収造林事業により育林中の森林